

第 76 期定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

- ① 事業報告
 - 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
- ② 連結計算書類
 - 連結株主資本等変動計算書
 - 連結注記表
- ③ 計算書類
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び定款第 16 条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.spp.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

住友精密工業株式会社

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決議しております。

当社は、以下の基本方針を定め、子会社等も対象とする内部統制システム全般の構築・維持・向上、運用状況の確認を行う。また、法令等の遵守に関する事項を含めた企業理念を定めるとともに、企業理念に基づいた行動規範を定め、これらの遵守を図るため継続的に子会社等も含めて啓発・教育活動を行う。

今後も、適宜、内部統制システムの見直しを行うとともに、具体的な取組みの徹底や適切なモニタリングを通じて、業務的確性・有効性の維持向上に繋げることとする。

<株式会社の業務の適正を確保する体制>

①取締役並びに使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令等の遵守に係る活動を促進するため、コンプライアンス担当役員、法務・コンプライアンス推進室、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス体制の構築・運営を統括し、その指揮の下、法務・コンプライアンス推進室は、コンプライアンス推進に関する具体的施策を企画・立案し、実施する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する施策の実施等につき、コンプライアンス担当役員への助言を行う。

取締役会については取締役会規則に基づき適正な運営を確保するとともに、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に開催する臨時取締役会等により、取締役相互の意思疎通を図るとともにお互いの業務執行を監督する。

また、当社は監査役会設置会社であり、監査役会の定める監査の方針及び分担等に従って各監査役が取締役の職務執行について監査する。

各部署における業務執行については、組織・業務分掌・決裁基準等に関する規程を定め、権限及び責任の明確化を図る。内部監査規程並びに財務報告に係る内部統制監査規程を定め、業務執行から独立した内部監査室が法令遵守状況及び業務の効率性並びに金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制の整備・運用状況等の監査を実施し、その結果を社長執行役員及び監査役に報告することにより、業務全般の適正性及び財務報告の信頼性を確保することとする。

さらに、コンプライアンス違反等を認知した場合には、直ちに上司やコンプライアンス担当役員、法務・コンプライアンス推進室長に報告しなければならないとする「即一報」の徹底を図る。内部通報制度を設け、法務・コンプライアンス推進室長、経営の執行から独立した監査役室長及び弁護士を窓口として、通報・相談された内容を検討し必要と認められた場合には調査を行い適切な処置をとるとともに、通報者を保護する。

また、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、これを一切排除することとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則、文書規程、起案手続要領等に基づき、議事録等の記録類を作成し、必要な期間中、適切かつ確実に保存・管理することとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各事業部門は、自らが行う事業活動全般に関するリスクの所有者（リスクオーナー）として責任を負い、個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して発生の未然防止、発生した場合の対応手続の定めを含む社内ルールを整備し定期的に自主点検を行うなどして、必要なリスク管理を行う。コーポレート部門各部署は、それぞれの所管業務に係る社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの作成等を通じ、連携して全社レベルのリスク管理に関する枠組みを構築し、各事業部門のリスク管理を支援するとともに、モニタリング及び必要な改善を行う。また、業務執行から独立した内部監査室は、各事業部門・コーポレート部門各部署のリスク管理の状況を監査し、必要な助言を行う。特定の課題・リスク（コンプライアンス、情報セキュリティ、環境管理、品質、安全衛生、人権・ダイバーシティ）については、担当役員を定めて責任を明確化した上で、同役員の諮問機関として委員会を設置し、全社横断の継続的な活動を通じて、事業部門・コーポレート部門によるリスク管理を支援する。さらに、万が一不測の事態が発生した場合は、社長執行役員を本部長とする対策本部を設置し、損失の拡大を最小限に止め一刻も早く収束するための体制をとることとする。なお、必要に応じ、管理体制の改訂・強化を図るとともに、顧問弁護士ほかの外部ブレーン招集等も行うこととする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規則に則った取締役会の開催・運営とともに、取締役会の決定に基づく業務執行については、通達にて、各執行役員の統括業務分担を定める。また、職務執行の効率性を追求するため、事務章程にて社内分掌及び業務権限と責任を明確に定め、さらに、取締役会規則にて取締役会の付議基準を明確化することによって運営の円滑化を図る。

また、経営会議規程に則った経営会議を毎月開催し、経営の基本方針並びに重要な経営課題の執行方針を審議するとともに、各部門ごとにも事業検討会議を設け十分な議論を重ねるなど、適正且つ迅速に業務を推進する体制をとる。

⑤当社及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等に対して、当社グループの企業理念並びに行動規範が浸透するよう継続的に啓発・教育活動を行う。子会社等における法と規則を遵守するための体制の構築を支援する。子会社等におけるリスク管理に関する枠組みの構築と必要な改善を支援する。内部通報制度は子会社等の社員も利用可能とする。

また、子会社等の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、関係会社の管理に関する規程に従い、主管部を定めて、当社への協議・報告制度により指導を行うとともに、実行面においても、年度計画策定時の審議会や子会社等との情報交換会等を通じて、経営方針の徹底等を図る。

さらに、子会社等に対し、当社から取締役・監査役を派遣し、また、内部監査を実施することにより、業務執行や業績を監督する。

<監査役設置会社の体制に求められる事項>

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し当社の使用人から監査役補助者を任命する。また、監査範囲や内容の変化に伴い、監査役より組織・人数の変更等の要請があった場合にも、意見交換を行い対処する。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役補助者の評価は監査役が行い、その人事異動等についても監査役の同意を得た上で決定する等、取締役からの独立性を確保する。
- 2) 監査役補助者は、業務執行からは独立させる。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社及び子会社等に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、遅滞なく監査役に報告する。また、取締役及び使用人並びに子会社等の取締役及び使用人はいつでも、監査役の求めに応じて業務の執行状況を報告する。なお、報告者はいかなる不利益な取扱いも受けないこととする。

前記にかかわらず、監査役は取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会他の主要な会議に出席するとともに、報告書等を閲覧し、重要事項についての適切な情報収集に努める。また、取締役会の決議事項に関する情報は、監査役に事前に通知することとする。さらに、監査役は内部監査室と緊密な連携を保つことで、適宜、監査結果等について報告を受ける。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 社長執行役員と監査役会との間で定期的に会合を持ち、会社の業績並びに課題・問題点などについて意見交換を行う。
- 2) 会計監査人との間で定期的な意見交換会を持ち、監査の概況の報告を受ける。
- 3) 監査役として監査の実効を向上させるために必要と判断される事項が生じた場合は、別途取締役等と調整を図る。
- 4) 監査役は必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談・調査依頼等を行うことができ、その費用は会社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2019年1月の防衛省への費用過大請求発覚以降、内部統制の充実やガバナンスの強化、コンプライアンス意識の徹底、部門間連携の強化といった点が課題と認識し、内部統制・ガバナンス・コンプライアンスに携わる組織や人材の増強、社内ルールの整備、役職員に対する教育・意識向上活動等を通じ、当社の体制・ルール・意識の各面において改革を推し進めてまいりました。今後もこれらの取組みを継続し、そのさらなる定着を図ってまいります。

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下①～⑨のとおりであります。

<株式会社の業務の適正を確保する体制>

①取締役並びに使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コーポレートコンプライアンス部門長（コンプライアンス担当役員）をコンプライアンスの最高責任者と定め、法務・コンプライアンス推進室、コンプライアンス委員会を設置し、法令等の遵守に係る活動を促進しております。また、部室長をコンプライアンスリーダーに選任し、コンプライアンス推進の責任の明確化を行っております。

こうした体制のもと、コンプライアンス委員会を開催し、そこで定めた活動計画に基づき当社及び関係会社の役員・従業員向けの教育を実施するなど、役員・従業員の法令遵守意識の向上を図るなどして、コンプライアンス体制を整備・維持しております。当事業年度は、品質コンプライアンス活動として、グループの品質方針を制定し、各事業・子会社等において品質マネジメントシステムの再構築に取り組んでおります。

取締役会につきましては、当事業年度は、取締役会規則に基づき、定時12回、臨時3回、計15

回の取締役会を開催し、また取締役会の書面決議を1回実施し、経営の重要事項を決定するとともに、業務執行取締役が職務の執行状況を定期的に報告しております。

監査役におきましては、監査役監査計画書を取締役会に報告の上で、当該計画に基づいて取締役の職務執行について監査を実施しております。

また、事務章程等により業務権限・責任を明確に定めており、内部監査規程等に基づき、内部監査室が監査を実施し、その結果を取締役会に報告しております。

財務報告につきましては、2020年度に過去の退職給付の会計処理に誤謬があることが判明し、過年度の有価証券報告書等を訂正することとなったことを受け、財務報告の信頼性を確保するため、引き続き決算・財務報告プロセスに係る内部統制の強化に取り組んでおります。

さらに、法令違反等の早期発見・未然防止のため、コンプライアンス規程により、コンプライアンス違反等を認知した場合には、直ちに上司やコンプライアンス担当役員、法務・コンプライアンス推進室長に報告しなければならないとする「即一報」を規定化しております。また、内部通報窓口については、社内としては法務・コンプライアンス推進室長及び経営執行から独立した監査役室長に、社外としては弁護士に設置し、利用促進を図るとともに、通報時には適切に調査・処置等が行われる体制を整備・運営しております。「即一報」や内部通報窓口については、コンプライアンスカードの配布等により周知を図っております。

反社会的勢力排除については、反社会的勢力との関係遮断の規程を定め、契約書に反社会的勢力排除の規定を置くことを原則化するなどの取組みをしております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の記録類を適切に保存・管理しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各事業部門によるリスク管理、コーポレート部門による全社レベルのリスク管理の枠組み構築と各事業部門の支援、内部監査室による各事業部門・コーポレート部門のリスク管理状況監査という、いわゆる3線ディフェンスの考え方に基づいてリスクを管理するとの考え方に基づいて各部門にて社内ルールの確認・見直しを適宜行っております。コンプライアンス、情報セキュリティ、環境管理、品質、安全衛生、人権・ダイバーシティといった特定の課題・リスクについては担当役員を定めて責任を明確化した上で、各担当役員の諮問機関として各専門委員会を設置しております。各専門委員会は、期初にその活動計画を定め、経営会議にてその活動方針の承認を受けた上でその活動計画に基づき活動し、全社横断の継続的な活動を通じて各リスクの把握と軽減を図っております。さらに、各事業部門によるリスク特定・評価を部門リスク一覧として整理し、重要度が高い項目を抽出の上で、重点的に対策を講じることとしております。不測の事態発生時の対応については、自然災害等の危機対応に関する規程において、対策本部設置等の体制について規定しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度は、①に記載のとおり、取締役会を開催しております。

また、取締役会付議基準、役員統括業務分担、事務章程により業務権限と責任を明確に定め、職務執行の効率化を図るとともに、取締役会の実効性の分析・評価を実施し、その結果を踏まえて取締役会の運営等について適宜見直しを図っております。なお、経営の意思決定・監督機能と業務執行の機能を分け、取締役会の監督機能を十分に発揮し、また業務執行機能の強化をさらに図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。また、ガバナンスの強化のため、社外取締役が半数を占め社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置するとともに、住友精密コーポレートガバナンス原則によりコーポレートガバナンスに係る基本原則を明確化しております。

さらに、経営会議、各部門の事業検討会議を定期的で開催し、重要課題について十分な議論を重ねており、適正かつ迅速な業務推進体制をとっております。

⑤当社及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等の従業員に対する教育を実施し、当社グループの企業理念・行動規範の子会社等への浸透を図っております。コンプライアンスの取組み（「即一報」や内部通報制度周知等）やリスク管理の取組みについては子会社等に対しても展開し、リスクの把握・軽減に取り組んでおります。

また、関係会社の管理に関する規程等により、子会社等に当社への重要事項の協議・報告を義務付け、経営会議等における年度計画の審議や、各社長との情報交換会を通じて、当社経営方針の徹底を図っております。業務執行や業績の監督のため、子会社等へ取締役・監査役を適宜派遣しており、内部監査室による監査も定期的を実施しております。

さらに、関係会社派遣監査役規程により、子会社等へ監査役を派遣する場合の手続、派遣監査役の役割を明確化するとともに、監査品質向上のため監査役・関係会社派遣監査役の情報連絡会を実施しております。

<監査役設置会社の体制に求められる事項>

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役補助のため、監査役会直轄下の監査役室に専任者1名を任命しております。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室の専任者は、監査役による人事評価や異動への同意により、取締役からの独立性を確保しており、業務執行からは独立しております。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、適宜、取締役・使用人に報告を求め、また、取締役会、経営会議、各専門委員会等の重要会議出席・重要書類閲覧等により、重要事項についての情報収集に努めております。また、内部監査室との情報連絡会を毎月実施するなど、監査役は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、監査役会は内部監査室より四半期毎に監査結果の報告を受けております。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役により、社長執行役員・会計監査人・社外取締役との定期的な意見交換などを通じて、実効的な監査を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	10,311	11,350	4,244	△104	25,803
会計方針の変更による 累積的影響額			△295		△295
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	10,311	11,350	3,949	△104	25,508
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			—		—
親会社株主に帰属する当期純利益			2,312		2,312
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
自己株式処分差損の振替		0	△0		—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,312	△0	2,311
当 期 末 残 高	10,311	11,350	6,261	△104	27,820

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	227	△458	666	435	479	26,718
会計方針の変更による 累積的影響額						△295
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	227	△458	666	435	479	26,423
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						—
親会社株主に帰属する当期純利益						2,312
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						0
自己株式処分差損の振替						—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	8	346	△37	318	164	482
連結会計年度中の変動額合計	8	346	△37	318	164	2,794
当 期 末 残 高	236	△111	629	754	643	29,217

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称

住精エンジニアリング株式会社、Sumitomo Precision USA, Inc.、住精ハイドロシステム株式会社、住友精密工業技術（上海）有限公司、SPP Canada Aircraft, Inc.、SPPテクノロジーズ株式会社、寧波住精液圧工業有限公司、CFN Precision Ltd.、SPP長崎エンジニアリング株式会社、Tecnickrome Aeronautique Inc.、SPT Microtechnologies USA Inc.、SPP Aerospace Service Inc.

当連結会計年度において、住精産業株式会社及び新泉精機株式会社の清算が完了したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 4社

(2) 主要な会社名

Silicon Sensing Systems Ltd.

- (3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る決算書を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- (イ) 有価証券 その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- (ロ) 棚卸資産 製品及び仕掛品

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

なお、仕掛品の一部については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

原材料及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法によっております。（ただし当社の建物及び2016年4月1日以降に取得した構築物は定額法）。また、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物3年～50年、機械装置及び運搬具4年～9年となっております。

- (ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (ハ) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ハ) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ニ) 工事損失引当金

工事契約に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積もることができる工事について、当該将来損失見込額を引当計上しております。工事損失の発生が見込まれる工事について仕掛品が計上されている場合には、当該将来損失見込額のうち、当該仕掛品残高を限度として仕掛品残高から直接控除し、控除後残高を工事損失引当金に計上しております。

(ホ) 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額、及び特定の製品については個別に算出した発生見込額を計上しております。

(ヘ) 環境対策引当金

土壌汚染対策や有害物質の処理等の環境対策に係る支出に備えるため、当連結会計年度末において、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

(ト) 顧客補償等対応費用引当金

当社が製造する一部の熱交換器の製造において、製造・検査工程の一部に不適切な行為があることが発覚したことに伴い、顧客への補償等で将来発生が見込まれる損失に備えるため、当連結会計年度末において、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、航空宇宙事業、産業機器事業、ICT事業に関連する製品の製造及び販売を主な事業としており、これらの製品販売については、多くの場合、製品の引渡し時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、製品の引渡し時点で収益を認識しております。また、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及びリベート等を控除した金額で算定していますが、対価に変動対価が含まれている場合には重要な戻入れが生じない可能性が非常に高い場合でのみ取引価格に含めております。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、適用要件を満たす金利スワップについては特例処理に、適用要件を満たす通貨スワップについては、振当処理によることとしております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象……………借入金

(ハ) ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利又は為替の変動リスクを回避する目的に限定して実施することとしており、

実需を伴わないデリバティブ取引は行わない方針であります。

(二) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、通貨スワップについては振当処理の要件を満たしているため、それぞれ有効性の評価は省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、子会社の実態に基づいた期間（主として10年）にわたり、均等償却を行っております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社については退職給付債務の算定にあたり、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

II. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、当社及び連結子会社は、従来、出荷時点で収益を認識していましたが、製品の引渡し時点で収益を認識するよう変更しています。

加えて、従来は請負工事に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、それ以外の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として工事が完了した時点で収益を計上しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に区分表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が857百万円、売上原価が720百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益が131百万円それぞれ減少しています。また、利益剰余金の当期首残高は295百万円減少しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「Ⅷ. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産廃棄損」(前連結会計年度32百万円)は、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

前連結会計年度において、区分掲記していた「営業外費用」の「納期遅延損害金」(当連結会計年度25百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	2,806百万円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税負担を軽減する回収可能性が認められる範囲内で繰延税金資産を認識しております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得及びタックス・プランニング並びに将来加算一時差異の解消スケジュール等の見積りに依存し、税務上の繰越欠損金が多額に発生している状況においては将来の課税所得の見積りが特に重要になります。

課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、事業計画は各事業の販売数量及び販売計画、限界利益率等の予測に基づいて作成しております。また、各事業に関連する市場の需要見通し等を踏まえ、必要に応じて事業計画に対して一定のストレスを考慮しております。

これらの見積りは、将来の経済状況及び各事業に関連する市場の需要動向の影響を受けるため不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	14,452百万円
無形固定資産	2,695百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産については物件ごとにグルーピングしております。

減損の兆候がある資産グループについては、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローがこれらの帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎としており、事業計画は各事業の販売数量及び販売計画、限界利益率等の予測に基づいて作成しております。また、各事業に関連する市場の需要見通し等を踏まえ、必要に応じて事業計画に対して一定のストレスを考慮しております。

これらの見積りは、将来の経済状況及び各事業に関連する市場の需要動向の影響を受けるため不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

製品	4,103百万円
仕掛品	10,726百万円
原材料及び貯蔵品	7,860百万円
計	22,690百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

また、長期保有品については今後の払出見込みに係る一定の仮定に基づく簿価切り下げを行っております。

これらの見積りは、将来の経済状況及び各事業に関連する市場の需要動向の影響を受けるため不確実性を伴い、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りへの影響)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い受注量が減少していた航空宇宙事業セグメントにおける民間航空機向け機器については、需要減少が底を打ち回復傾向にあります。

当社グループでは、現時点で入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損における将来キャッシュ・フロー、棚卸資産の正味売却価額等の会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

V. 追加情報

顧客補償等対応費用引当金繰入額

2019年12月に発覚した高圧ガス保安法に基づく登録特定設備製造における不適切事案に関連して、該当製品に関わる顧客への補償等による損失見込額について、前々連結会計年度に1,002百万円、前連結会計年度に1,486百万円をそれぞれ計上しておりますが、当連結会計年度において、顧客との交渉が進展したことに伴い、追加損失見込額1,219百万円を顧客補償等対応費用引当金繰入額として特別損失に計上しております。

VI. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 工場財団抵当資産

建物及び構築物、土地 416百万円

(2) 工場財団抵当資産に対応する債務

長期借入金（注） 2,000百万円

（注）長期借入金には1年内返済予定を含んでおります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

45,014百万円

（注）上記金額には、減損損失累計額を含めております。

VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,316,779株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はございません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	132	25	2022年3月31日	2022年6月22日

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。

また、短期的な運転資金は主として銀行借入によっており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で保有しております。デリバティブは、通貨スワップ取引は外貨建借入金の為替変動リスクを、また金利スワップは借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 (*2)	543	543	—
資産計	543	543	—
(2) 長期借入金 (*3)	10,428	10,433	4
負債計	10,428	10,433	4
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 以下の市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	2,056

(*3) 長期借入金については、1年内返済予定分を含めた額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	543	—	—	543
資産計	543	—	—	543

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	10,433	—	10,433
負債計	—	10,433	—	10,433
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用され ているもの	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、通貨スワップの振当処理の対象とされた長期借入金については、当該振当処理と一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定する方法によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

Ⅹ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「航空宇宙事業」、「産業機器事業」及び「ICT事業」の報告セグメントに区分しており、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上高として表示しております。「航空宇宙事業」の売上高を主要な顧客別に、「産業機器事業」及び「ICT事業」の売上高を主要な製品ライン別に分解した場合の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメント名称	主要な顧客/製品ライン	外部顧客への売上高
航空宇宙事業	官需	9,877
	民需	9,671
	小計	19,549
産業機器事業	熱交換器	5,778
	油圧制御	7,224
	小計	13,002
ICT事業	オゾン発生装置	3,041
	MEMS・半導体製造装置	8,076
	MEMSデバイス	132
	小計	11,250
顧客との契約から生じる収益		43,801
その他の収益		—
合計		43,801

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	2021年4月1日時点	2022年3月31日時点
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	505	883
売掛金	9,093	10,693
契約資産	6,575	3,694
契約負債	5,912	1,166

当連結会計年度における契約資産の減少は、主に売上債権の回収が進んだことによるものであります。また、契約負債の減少は、主に三菱航空機㈱との「スペースジェット」の開発に係る費用精算の交渉が完了したことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。なお、個別の予想契約期間が1年以内の取引は含みません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年以内	11,859
1年超	11,731
合計	23,590

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	5,400円23銭
2. 1株当たり当期純利益	437円02銭

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					固 定 資 産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金
当 期 首 残 高	10,311	11,332	-	823	254	552
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						△295
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	10,311	11,332	-	823	254	257
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						-
固定資産圧縮積立金の取崩					△2	2
当 期 純 利 益						1,602
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			△0			
自己株式処分差損の振替			0			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△2	1,603
当 期 末 残 高	10,311	11,332	-	823	252	1,861

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△104	23,171	227	23,399
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△295		△295
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	△104	22,876	227	23,103
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
当 期 純 利 益		1,602		1,602
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0		△0
自 己 株 式 の 処 分	0	0		0
自己株式処分差損の振替		-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			8	8
事業年度中の変動額合計	△0	1,601	8	1,610
当 期 末 残 高	△104	24,477	236	24,714

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） なお、仕掛品の一部については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法、その他については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物3年～50年、機械及び装置4年～9年となっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 工事損失引当金

工事契約に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積もることができる工事について、当該将来損失見込額を引当計上しております。工事損失の発生が見込まれる工事について仕掛品が計上されている場合には、当該将来損失見込額のうち、当該仕掛品残高を限度として仕掛品残高から直接控除し、控除後残高を工事損失引当金に計上しております。

(5) 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額、及び特定の製品については個別に算出した発生見込額を計上しております。

(6) 顧客補償等対応費用引当金

当社が製造する一部の熱交換器の製造において、製造・検査工程の一部に不適切な行為があることが発覚したことに伴い、顧客への補償等で将来発生が見込まれる損失に備えるため、当事業年度末において、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

また、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社では、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、航空宇宙事業、産業機器事業、ICT事業に関する製品の製造及び販売を主な事業としており、これらの製品販売については、多くの場合、製品の引渡し時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、製品の引渡し時点で収益を認識しております。取引価格は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及びリベート等を控除した金額で算定していますが、対価に変動対価が含まれている場合には重要な戻入れが生じない可能性が非常に高い場合でのみ取引価格に含めております。

また、履行義務の識別にあたって、財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、顧客から受け取る対価から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいません。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、適用要件を満たす金利スワップについては特例処理に、適用要件を満たす通貨スワップについては、振当処理によることとしております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象……………借入金

(3) ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利又は為替の変動リスクを回避する目的に限定して実施することとしており、実需を伴わないデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、通貨スワップについては振当処理の要件を満たしているため、それぞれ有効性の評価は省略しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、当社は、従来、出荷時点で収益を認識していましたが、製品の引渡し時点で収益を認識するよう変更しています。

なお、財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客から受け取る対価から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

加えて、従来は請負工事に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、それ以外の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として工事が完了した時点で収益を計上しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に区分表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、当事業年度の売上高が4,572百万円、売上原価が4,525百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益が42百万円それぞれ減少しています。また、繰越利益剰余金の当期首残高は295百万円減少しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」

(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

III. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産廃棄損」(前事業年度30百万円)は、金額的重要性が高まったため、当事業年度より、区分掲記しております。

前事業年度において、区分掲記していた「営業外費用」の「納期遅延損害金」(当事業年度25百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

IV. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	2,499百万円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 IV. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	12,703百万円
無形固定資産	1,955百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 IV. 会計上の見積りに関する注記 2. 固定資産の減損」の内容と同一であります。

3. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品	3,056百万円
仕掛品	7,022百万円
原材料及び貯蔵品	4,931百万円
計	15,010百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 IV. 会計上の見積りに関する注記 3. 棚卸資産の評価」の内容と同一であります。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りへの影響)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い受注量が減少していた航空宇宙事業セグメントにおける民間航空機向け機器については、需要減少が底を打ち回復傾向にあります。

当社では、現時点で入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損における将来キャッシュ・フロー、棚卸資産の正味売却価額等の会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

V. 追加情報

顧客補償等対応費用引当金繰入額

2019年12月に発覚した高圧ガス保安法に基づく登録特定設備製造における不適切事案に関連して、該当製品に関わる顧客への補償等による損失見込額について、前々事業年度に1,002百万円、前事業年度に1,486百万円をそれぞれ計上しておりますが、当事業年度において、顧客との交渉が進展したことに伴い、追加損失見積額1,219百万円を顧客補償等対応費用引当金繰入額として特別損失に計上しております。

VI. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 工場財団抵当資産
建物、構築物、土地 416百万円

(2) 工場財団抵当資産に対応する債務
長期借入金（注） 2,000百万円

（注）長期借入金には1年内返済予定分を含んでおります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 41,125百万円

（注）上記金額には、減損損失累計額を含めております。

3. 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入に対する連帯保証債務

CFN Precision Ltd. 489百万円

Tecnickrome Aeronautique Inc. 134百万円

SPT Microtechnologies USA, Inc. 3,039百万円

関係会社の賃貸人とのリース契約に対する連帯保証債務

SPT Microtechnologies USA, Inc. 736百万円

4. 関係会社に対する短期金銭債権 4,127百万円

関係会社に対する短期金銭債務 2,502百万円

VII. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 7,459百万円

仕入高 1,675百万円

営業取引以外の取引による取引高 1,048百万円

VIII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 25,461株

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損や退職給付引当金の否認等であり、その算定に当たり、繰延税金資産から控除された金額は、4,072百万円であります。

2. 繰延税金負債

繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用及びその他有価証券評価差額金等であります。

X. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引の金額 (注1)	科目	期末残高
子会社	SPT Microtechnologies USA, Inc.	所有 間接 100%	債務保証	債務保証 (注2)	3,775	-	-
子会社	SPPテクノロジーズ株式会社	所有 直接 95%	原材料等の 購入代行	資金の貸借 (注2)	1,748	その他流動資産 (預け金)	-
				原材料等の 購入代行 (注3)	1,063	預り金	1,063
子会社	SPP長崎エンジニアリング株式会社	所有 直接 100%	航空機用 装備品の修理	資金の貸借 (注2)	550	預り金	657

(注) 1. 取引の金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) SPT Microtechnologies USA, Inc. に対して、金融機関からの借入及び貸借人とのリース契約について、債務保証を行ったものであります。
- (2) SPPテクノロジーズ株式会社及びSPP長崎エンジニアリング株式会社との資金取引は、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) によるものです。
取引金額については、期中における残高の平均金額を記載しております。
なお、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- (3) SPPテクノロジーズ株式会社との取引価格は、市場価格を勘案して独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. その他の関係会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引の金額 (注1)	科目	期末残高
その他の関係会社	住友商事株式会社	被所有 直接 27%	製品等の販売	製品等の販売 (注2)	4,558	売掛金 契約資産	1,054
その他の関係 会社の子会社	住商エアロシステム株式会社 (住友商事株式会社の子会社)	なし	製品等の販売	製品等の販売 (注2)	4,136	売掛金 契約資産	2,287
その他の関係 会社の子会社	住友商事マシネックス株式会社 (住友商事株式会社の子会社)	なし	製品等の販売	製品等の販売 (注2)	1,058	売掛金 契約資産	874
その他の関係 会社の子会社	SCSK株式会社 (住友商事株式会社の子会社)	なし	ソフトウェアの 開発・保守	ソフトウェアの 購入(注2)	1,048	未払金	56
				ソフトウェアの 保守(注2)	43		

(注) 1. 取引の金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 住友商事株式会社、住商エアロシステム株式会社及び住友商事マシネックス株式会社との取引価格は、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉のうえ決定しております。
- (2) SCSK株式会社との取引価格は、市場価格を勘案して独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

XII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 4,670円70銭
2. 1株当たり当期純利益 302円76銭